

第6回（令和5年度）小山広域保健衛生組合廃棄物減量化対策推進検討会 会議録

日 時 令和5年5月25日（木） 14時～15時50分
場 所 小山広域保健衛生組合クリーンセンター管理棟 2階 大会議室
出席委員 市村充章会長、関良平委員、津野田久江委員、亀岡康一委員、戸倉重行委員、
檜村正弘委員、尾林正人委員、田熊利光委員、益子友幸委員、伊藤俊之委員、
初澤正実委員、細島譲委員
欠席委員 阪田和哉委員、鶴岡正顯委員
関係者 （小山市）今泉市民生活部長、生井環境課長、柿崎廃棄物対策係長
（下野市）若林環境課長、杉山課長補佐兼環境保全グループリーダー
（野木町）小堀生活環境課長、柏崎課長補佐兼環境リサイクル係長
（小山広域保健衛生組合）鹿久保総務課長
（小山広域保健衛生組合）水野施設管理課長、伊澤課長補佐兼管理係長
事務局 （小山広域保健衛生組合）深水政策課長、福岡政策係長、塚原主査、
笠越主査、松井主事

○次第

1 開会

2 議題

- 議題1 前回検討会のご意見等への対応について（住民アンケートの分析について）
- 議題2 指定袋制度基本方針（案）について
- 議題3 事業者アンケートについて
- 議題4 指定袋制度の今後のスケジュールについて
- 議題5 製品プラスチック対応の状況について

3 その他

4 閉会

○検討会

議題1 前回検討会のご意見等への対応について（住民アンケートの分析について）

【事務局説明】

「資料1 前回検討会のご意見等への対応について」に沿って説明

【委員からの意見等】

委員 資料4 ページ目のごみ袋の大きさに関連して、現在検討している指定袋制度を導入する目的はごみの減量化であるため、現在のサイズをそのまま使えるように制度に反映するのではなく、現在よりも少しでも小さい袋を使っていただくように説明会などで協力を要請するべきだと思う。

事務局 委員のおっしゃるとおり、小さい袋から大きい袋まで用意はするものの、より小さい袋を使用していただけるといいように説明していきたい。

議題2 指定袋制度基本方針（案）について

【事務局説明】

「資料2 指定袋制度基本方針（案）について」に沿って説明

【委員からの意見等】

委員 今回のタイムスケジュールについて、現状では構成市町間でごみの排出ルールが異なっているが、このことについてどのように合わせていくのか、考えがあれば知りたい。

2点目に、ごみ袋のデザイン案について、上部に「わけてくださってありがとうございます」との記載があるが、「分けて」ではニュアンスが弱くスルーされると考えられるため、「分別して」としたほうが良いと思う。デザイン案の下の文章でも、「紙類やプラ容器など資源になるものを分別してください」とあるので、「分別して」に統一したほうが良いと考える。

3点目に、同じくデザイン案にて、デザインが全面になされているが、もしもルール違反があった場合、収集運搬業者はルール違反シールをどこに貼れば良いのか？

事務局 タイムスケジュールについては人口規模の違いなどの理由から、これまで各市町間で調整を図ってきた。現在のスケジュール案では、令和5年度に制度決定前の住民説明会を年末にかけて実施して意見を募集し、年明けにパブコメを実施する。パブコメを経て修正したものを最終的な基本方針とする。来年度4月から確定した基本方針を基に半年間をかけて住民説明等を実施していく。令和6年10月から指定袋制度を開始し、半年間の移行期間の後、完全実施は令和7年4月からとして統一的に進めていく予定。

2点目のデザイン案については御意見を受けて検討したい。なお、デザイン中の表現については外国人等にも分かりやすいように敢えて簡単な日本語や平仮名での表記をしている。

3点目の違反シールの貼る位置については、議題1でも回答したとおり、袋に印刷するデザインについては、袋の大きさに合わせてバランスを調整したい。

委員 指定袋を購入する際に住所確認するなどの方法で、3市町の方だけが指定袋を買えるようにすることで、管外の方が購入してごみを不正に排出されることを防ぐことができると考えられるので検討してほしい。茂原クリーンパークでも石橋地区の方がごみを持ち込む際は免許証などで住所確認を実施している。

事務局 販売店で別地域の方が指定袋を購入できてしまっっては、地域外の方によるごみの不正排出を防げないことは委員の御指摘のとおりである。しかしながら現状では袋の指定がないため、指定袋を導入するだけでも現状よりは一定の地域外からの排出が防げる効果があるのではないかと考えられる。販売店に対し身分証明書等を提示することを義務付けるなどの対応は難しいと考

えられるが検討したい。

委員 石橋地区の燃やすごみについて、従来は宇都宮の茂原で受け入れていた。今年度から広域で処理していると聞いているが、現状では余力的に対応できないことから外部委託しているということか？

事務局 委員のおっしゃるとおり。今年度から小山広域で処理しているが、石橋地区のごみについては民間施設で外部処理をしており、令和9年度に180t規模のごみ焼却施設が完成するまでは外部処理を継続する。

委員 令和9年度にごみ焼却施設が完成したところから、小山広域保健衛生組合で焼却するようになるということか？

事務局 そのとおり。

委員 12ページの削減目標で、家庭系7%、事業系11.5%という数値が示されているが、これらは年間の削減率であるのか？44,339tの実績に7%をかけたものを1年間で削減するということか？

事務局 委員のおっしゃるとおり、東洋大学の教授がまとめた調査結果である家庭系7%と、広島市の実績である事業系11.5%の数値はどちらも制度導入後の減量効果を評価した実績で、年間の排出量に対する削減率である。

委員 実際の目標は令和9年度までに5,000tを減らすものであるから、実際にはもう少し余裕があるのではないか？1年間で減らさなければならぬものではないので。

事務局 令和9年度が目標年次になっており、それまでに平成30年度比で1年間の総量で5,000tを削減したい。平成30年度実績が61,000tであったので、令和9年度には56,000tまで削減することが目標である。

委員 もう一点、17ページの「もやすしかないごみ」の表示について、もう少し文字を大きく又は太くするなど強調してほしい。

事務局 文字のバランスについても調整していく。

委員 参考資料として新聞の記事を配布していただいたが、こちらは今年3月の記事で、京都府亀岡市が「もやすしかないごみ」という呼称を採用したという内容で、その前から実施していた福岡県柳川市を合わせて先行事例が2例というところであったが、つい先日徳島県徳島市も同様の取り組みを始めることが発表された。更にゼロウェイスト宣言で有名な徳島県上勝町は以前からこの呼び方をしている。この流れは全国的に広がる可能性があるため、小山広域としても是非とも採用してほしい。

更にもう一点、18ページの説明に「指定袋の対象になるのは燃やすごみだけであり、それ以外の区分は現行どおりである」ことについても住民説明のことを考え、追記してほしい。

事務局 「指定袋の対象となるのは燃やすごみだけで、他は現行から変更がない」ということは、周知の中で説明するようにしたい。基本方針(案)の中で指定袋制度の説明とその例外の書き方に関しては、例外を丁寧に書きすぎると肝心のルールの方がわかりにくくなってしまう側面があり、バランスが難し

い。いろいろ試して現状のような記載内容になっている。御意見を踏まえて対応を検討したい。

委員 あともう一点だけお伺いしたい。18ページの指定ごみ袋の製造・流通・販売方法について、前回検討会の際にも話に挙げた栃木市で指定袋の流通が止まったことについて、今回採用するこの方法であれば避けることができるのか？国内事業者であっても海外で製造されていると効果がないのではないか？

事務局 確実に避けられると断言はできないが、リスクを低減することはできると考えている。栃木市の場合は1社に袋の製造を委託しており、その業者がコロナによる影響を受けたことで流通が止まってしまった。その後別の工場に切り替えるなどの対応はしたが、復旧にはかなり時間がかかった模様である。事務局側で複数の製造業者に聞き取りを行っているが、店頭に並んでいる商品のほとんどが海外製であり、国内産に限定するとコスト高の原因となり、対応できる製袋業者が限られることから、デメリットが大きいため、複数の製袋業者で複数の工場で製造することでリスクを下げていくのが現在の考え方である。

委員 まず、単純な指摘として11ページ下段の2行目の「資源化できる紙類」の中に新聞紙も記載しておいた方が良いと思う。

また、17ページのデザインに関連して、燃やすごみの約20%が資源化可能なものであり、これらを入らないようにするのが指定袋の目的であるなかで、「紙類やプラ容器など資源になるものを分別してください」という文章は、分別に対する意識が低い方に対する印象が弱いと考える。例えば「紙類やプラ容器など資源になるものはこの袋には入れられません」と言った具合に、はっきりと言い切ってしまった方が、減量効果があるのではないかと思う。

加えて、「ごみを減らすことに協力してください。」や「ごみはきめられた日の朝8:00までに、きめられた場所に出してください。」の文章は性質が異なるものなので、文字を大きくしたり、デザイン上部のリットル表記の辺りに移動させるなどして、分別表などを見ずとも袋のデザインだけで分別の効果が見られるような表記にした方が良いと考える。

事務局 まず、新聞紙も記載した方が良いという御意見に対しては対応したい。2点目と3点目の御意見については、御指摘いただいたとおり、指定袋の導入は「袋を使用してもらうこと」ではなく、「ごみの分別を徹底してごみを減量化する」ことが目的であるので、使用してもらうことでより減量化の効果が出るようなデザインを検討していきたい。

議題3 事業者アンケートについて

【事務局説明】

「資料3 事業者アンケートについて」に沿って説明

【委員からの意見等】

委員 管内事業者のごみは基本的に小山広域保健衛生組合に集約されて処理されるということなのか？

事務局 管内全ての事業所のごみを小山広域保健衛生組合で処理している訳ではない。当事業者アンケートは組合にごみを搬入している事業者を対象としており、指定袋制度も同じである。そのため独自のルートで事業系一般廃棄物を処理している事業者については指定袋を使用いただく必要はなく、アンケートについても対象外である。

委員 例外があることはわかっているが、事業系の一般廃棄物は基本的に組合で受け入れるということではないのか？

事務局 自区内処理の原則があるので、原則としては当組合で処理するものの認識でよい。

委員 一般廃棄物の場合、事業者が独自にごみを処理しているケースはないということよろしいか？

事務局 管内すべての事業所の処理方法を把握している訳ではないが、例えば事業者が独自に資源化して事業系一般廃棄物がほとんど生じないケースや、産業廃棄物としてまとめて処理している事業者もいるものと考えている。

議題4 指定袋制度の今後のスケジュールについて

【事務局説明】

「資料4 指定袋制度の今後のスケジュールについて」に沿って説明

【委員からの意見等】

委員 スケジュールの中にごみ分別の統一は入ってくるのか？野木町では生ごみを分別して堆肥化しているが、小山市や下野市では可燃ごみと生ごみを一緒にしているため、どちらかに統一することなのか？

また2点目として、分別における最大のネックはごみの分別区分であり、どの区分に該当するのか分からないケースが多い。どのように分別を徹底していくかがクリアできれば、ごみ処理に係る問題は大きく改善されると思う。

事務局 1点目のごみの統一化について、野木町の生ごみの分別については指定袋制度導入後も継続する方針である。そのため野木町においては指定袋の対象となるのは生ごみ以外の現在可燃ごみとして収集しているものとなり、野木町から生ごみの分別が廃止される訳ではない。

2点目、分別の仕方について、日常生活で使用されるあらゆるものが不用になってごみとして排出されるため、そもそもごみの種類が極めて多いのが分別を難しくしている原因の本質であると考え。今後の説明会などにおいて、より分かりやすいようごみの分別について事例を交えながら説明していくよう心がけていきたい。

委員 パブコメを実施する前に住民説明会で住民の意見を伺うことは非常に良いと考える。通常のパブコメの場合、実施前に意見を伺うことがなく、いきなり素案を提示して後から住民説明といった場合が多い。今回、住民説明会を実施するのは指定袋制度導入という特別な状況であるためか？

事務局 小山市・下野市・野木町が共通の制度を導入するにあたり、組合で基本方針の素案を取りまとめてきた。本組合のような一部事務組合を構成していない単独の自治体では、住民の意見を伺う機会は基本的に一度だと思うが、現状では本組合が設置したこの会議でしか御意見を伺っておらず、今後各市町の住民の皆様の御意見を初めてお伺いすることになる。一部事務組合を構成しているがゆえのプロセスとして、当然に実施すべきものと認識している。

委員 先ほどの生ごみの件について、野木町だけは生ごみ分別というワンステップがあり、2市と比較して負担が重たく不公平だという意見が想定されるが、どのように考えているか？

事務局 野木町で実施している生ごみの分別と堆肥化処理には長い歴史があり、当初の経緯としては、町民の皆さんの総意として始まったものと考えている。生ごみの分別は、燃やすごみを減らして資源化するという一つの理想形であるので是非とも継続していただきたい。一方で、小山市と下野市では生ごみの分別収集を行っていないものの、現在、生ごみ処理機の購入助成に力をい

れているところ。野木町は南部清掃センターにおける堆肥化、小山市と下野市はそれぞれの家庭で生ごみ処理機を使ってと形は違うが、今後も様々な方法でごみの減量化に御協力いただきたいと思いますと考えている。

議題5 製品プラスチック対応の状況について

【事務局説明】

「資料5 製品プラスチック対応の状況について」に沿って説明

【委員からの意見等】

委員 製品プラのイラストにごみ袋のイラストが描かれているが、これは容器包装プラに該当しないのか？通常のポリ袋はプラマークがついていると思う

事務局 例えばスーパーの鮮魚売り場で生の魚を購入してそれを入れていた袋は容器包装プラに該当するといった場合があるが、あくまでもこのイラストの趣旨としては、ごみ袋として購入した袋に容器包装プラを入れて排出した場合を想定したイメージ。この場合、この袋は元々商品を包むためのものではないため、製袋業者は再商品化の費用を負担しておらず容器包装プラには該当しない。製品プラということになる。

委員 それは容り法でそのように規定されているということか？

事務局 そのとおりである。

委員 再商品化事業者ということで2社の名前が挙がっているが、これらの事業者は容器包装協会の再商品化ルートを使用したものとは別なのか？

事務局 これらの業者はホームページにも名前が載っており、容り法のルートに則っている。

委員 製品プラスチックから話は逸れるが、紙製容器包装の禁忌品についても取り組みを検討していただきたい。マークがついているにも関わらず再資源化ができないことについて市民からも疑問の声がある。

事務局 製品プラスチックと紙製容器包装の取り組みについて、引き取り先や施設の課題をクリアして、検討できるよう進めていきたい。

○その他

(1) 会長あいさつ

- ・今回の検討会で2年間の任期が満了となるが、計6回の検討会で廃棄物減量化施策の検討、提言書のとりまとめ、指定袋制度の基本方針といった内容に充実した議論ができ、検討会としての役割を十分に果たすことができた。今後も組合と市町におかれては当検討会の提言や意見をもとに、引き続き廃棄物減量化施策の取り組みを推進していただきたい。

○閉会